

平成28年度

第11回いわき市教育委員会議事録

平成29年3月29日（水）

第 11 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成29年3月29日(水) 午後3時15分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 吉 田 尚 |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員 | 蛭 田 優 子 |
| 委 員 | 山 本 もと子 |
| 委 員 | 根 本 紀太郎 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- | | |
|------------------------|---------|
| 教育部長 | 増 子 裕 昭 |
| 参与兼美術館長 | 佐々木 吉 晴 |
| 教育部次長兼総合調整担当 | 柳 沼 広 美 |
| 学校教育推進室長 | 松 岡 勇 雄 |
| 中央公民館長 | 鈴 木 静 人 |
| いわき総合図書館長 | 夏 井 芳 徳 |
| 参事兼教育政策課長 | 吉 村 公 孝 |
| 生涯学習課長 | 遠 藤 義 道 |
| 学校教育推進室学校教育課長 | 塚 本 英 樹 |
| 総合教育センター所長 | 高 崎 康 行 |
| 参事兼文化振興課長 | 鈴 木 庄 寿 |
| こども支援課長 | 山 形 純 一 |
| こども家庭課長 | 藤 田 裕美子 |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 | 木 村 丈 二 |
| こどもみらい部統括主幹兼こどもみらい課長補佐 | 永 山 龍 也 |
| 教育政策課長補佐 | 金 成 晃 彦 |
| 施設整備課主幹兼課長補佐 | 小 山 浩 司 |
| 生涯学習課長補佐 | 藤 原 良 基 |
| 学校教育推進室学校教育課主幹兼課長補佐 | 太 則 子 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 玉 澤 淳 |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 齊 藤 学 |
| 文化振興課課長補佐 | 松 本 真紀恵 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後4時25分

会議の概要

教育長 それでは、ただいまから平成28年度第11回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はございません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命します。

会期は本日限りといたします。

議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いを申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず初めに、部長から概要説明をお願いいたします。

教育部長 説明させていただきます。本日の案件は、議事が12件、その他が6件となっております。

初めに、議事につきましては、資料1ページを御覧いただきたいと思います。

「議案第1号いわき市総合教育センター条例施行規則の改正について」

こちらは、困難な状況を抱える子どもたちへの支援・教育相談体制等の充実・強化を図ることを目的に、いわき市総合教育センター内に「研修調査室」及び「教育支援室」を設置し、段階的に支援機能の充実を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料8ページ

「議案第2号いわき市心身障害児就学指導審議会規則の改正について」

こちらは、2月定例会における「いわき市心身障害児就学指導審議会条例」の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料15ページ

「議案第3号いわき市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」

こちらは、鹿島公民館に新設する「大講堂」の施行期日を定めるための規則を制定するものでございます。

次に、資料18ページ

「議案第4号いわき市文化センター管理規則の改正について」

こちらは、いわき市総合教育センターにおいて、「研修調査室」及び「教育支援室」を整備することに伴い、文化センターの中展示場を廃止するために、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料26ページ

「議案第5号いわき市少年センター規則の改正について」

こちらは、いわき市常磐少年センターについて、土地の分筆により、その所在の地番に変更が生じていたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料30ページ

「議案第6号いわき市公民館管理規則の改正について」及び資料34ページ「議

案第7号いわき市公民館運営審議会規則の改正について」

この2件につきましては、2月定例会における「いわき市公民館条例」の改正などに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料38ページ

「議案第8号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について」

こちらは、現在、学校教育課が所管している奨学資金貸与事務を平成29年度より、教育政策課が所管するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料42ページ

「議案第9号いわき市教育委員会職務権限規程の改正について」

こちらは、総合教育センターに研修調査室及び教育支援室の設置することなどのため、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料47ページ

「議案第10号いわき市社会教育指導員の委嘱について」及び資料48ページ、「議案第11号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱について」及び資料49ページ、「議案第12号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について」

この3件につきましては、委員の任期満了に伴い、改めて委嘱するものでございます。

議事につきましては、以上でございます。

次に、その他の案件としましては、

- (1) こどもみらい部における教育関連事業について
- (2) 平成29年度教育文化施設における企画展等の開催について
- (3) 平成29年度いわき市考古資料館第1回企画展「近世いわきの藩展Ⅳ－泉藩・窪田藩－」の開催について
- (4) いわき市暮らしの伝承郷特別展福島県立博物館移動展「東北の仕事着コレクション」の開催について
- (5) いわき市立美術館企画展「レオナルド・フジタとモデルたち－素晴らしき乳白色の肌」の開催について
- (6) 次回教育委員会の開催について

でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

それでは、早速議案のほうに入ってまいりたいと思います。

議案第1号いわき市総合教育センター条例施行規則の改正について、塚本学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 それでは、1ページをお開き願います。

議案第1号いわき市総合教育センター条例施行規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長
2ページをお開きください。

困難な状況を抱える子どもたちへの支援・教育相談体制等の充実・強化を図るための「(仮称)教育支援センター」の設置に向け、いわき市総合教育センター内に「研修調査室」及び「教育支援室」を設置し、段階的に支援機能の充実を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

第2条の組織関係では、これまで研修調査係、教育相談係としていたものを、研修調査室、教育支援室とすること。

次に、第4条の(職及び職務)において、係長としていたものを室長とすることなどがございます。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますでしょうか。

これまで、研修調査係、教育相談係が、係長が1名で兼務して対応していましたが、今回は室が変わるということで、研修調査室、教育支援室にそれぞれ係長職である室長を置くということで、専任でやるということです。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第1号いわき市総合教育センター条例施行規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第2号いわき市中心身障害児就学指導審議会規則の改正について、塚本学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 それでは、8ページでございます。

議案第2号いわき市中心身障害児就学指導審議会規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわ

き市心身障害児就学指導審議会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

改正の要旨でございますが、9ページをお開き願います。

心身に障がいがある児童生徒等の就学に関するもののほか、その個々の障がいの状態等を踏まえた十分な教育が受けられるように、その支援を推進するために「いわき市心身障害児就学指導審議会条例」の改正を行ったことから、その趣旨に沿って所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、条例の施行日と併せて平成29年4月1日とするものです。

主な改正内容につきましては、12ページ以降の新旧対照表で説明いたします。

まず、名称につきましては、いわき市教育支援審議会規則にすること。

次に、第1条関係の趣旨では、いわき市教育支援審議会条例とすること。

次に、第2条関係では、委員の職務として、これまで心身障害児の判断、就学指導、教育としていたものを、心身に障害がある児童生徒等の就学に関すること、必要な教育支援に関すること。その他心身障害児の教育相談等必要と認められるものとしていたものを、その他心身に障害がある児童生徒等に関することとすること。

次に、第3条関係では、就学指導票等の提出としていたものを、教育支援票等の提出とすること。

次に、第4条から第6条関係で、これまで適正就学委員会としていたものを、特別支援委員会にすること。

さらに、第5条関係の所掌事務では、(1)として、判断候補者名簿の作成としていたものを、名簿の作成。

(2)として、判断資料の作成及び収集としていたものを、必要な教育支援に関する資料の作成及び収集に関すること。

(4)として、教育相談及び指導助言としていたものを、観察、面接及び教育相談に関することとすること。

(5)として、その他適正就学に関することとしていたものを、その他特別支援教育に関することとすることなどでございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまご説明いただきました中で、何か御質問等ございますか。

委員 内容についてではないんです。

8ページと9ページを、ただいま読み上げていただいた中で、障害という字が、片仮名と漢字があるんですけども、これは、意識的に違いがあるということなんですか。

学校教育課長 一般的に、国とか県などでいろんな通知文とか、いろんなものについては漢字で害と使っている場合が多いんですけども、本市としては、前々から害という字は印象的に、当然漢字で書くと害という部分での捉え方をされるというのがありまして、市のほうでは害を平仮名で書くということで、今まで、これまでも対応してきたところでございます。

教育長 つけ足しますと、県もそうなんです、国もそうなんです、法律的なものは漢字そのまま障害を使うんですね。ところが一般的に平易文の中では、障害のあるなしのときには平仮名を使おうという流れには、大分前ですね、4、5年前からですか、もともとの漢字は違うんでしょうけれどね、受けるイメージというんでしょうかね、そんなこともあって、障害の害を平仮名で書くようになってきているんですね。ただ、法律的なものとかは、そのまま漢字でという。今回はその障害という部分よりも、教育支援ということで、一歩先にいってトータルでやろうということなんですね。

そのほか何かございますか。

大分ここは、今回大きく変えることになりました。なかなか議会のほうでは、今まで心身障害児に慣れ親しんできたので、ちょっといろいろあったんですが、一歩先に行くんだということで御理解いただいております。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第2号いわき市中心身障害児就学指導審議会規則の改正についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

15ページになります。お開きいただければと思います。

議案第3号いわき市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、遠藤生涯学習課長から説明願います。

生涯学習課長 議案第3号いわき市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のとおり制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

次のページをお開きください。

制定要旨でございますが、鹿島公民館に新設いたします大講堂の使用料の額を定めること等のため、市議会2月定例会におきまして、公民館条例の改正を行ったところでございます。この改正条例を上程する時点では、大講堂の供用開始日が未確定であったため、その条例の施行期日につきまして、教育委員会が規則で定める日と規定していたところでございます。

今般、関係部署等との調整の結果、供用開始日につきまして、平成29年5月1日にいたしますことから、大講堂に関する規定の施行期日を、規則におきまして平成29年5月1日と定めるものでございます。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第3号いわき市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、18ページお開きいただきたいと思います。

議案第4号いわき市文化センター管理規則の改正について、遠藤生涯学習課長、説明願います。

生涯学習課長 議案第4号いわき市文化センター管理規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市文化センター管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

次のページ、改正要旨を御覧いただきたいと思います。

いわき市総合教育センターにおきまして、教育支援室を整備することに伴いまして、文化センターの中展示場を廃止することを受けまして、本規則における中展示場に係ります規定について、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

23ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

改正内容につきましては、使用許可申請の受付期間につきまして、施設の使用区分で受付期間を定めてございましたが、その中で中展示場の部分につきまして

削除をするということでございます。

24ページを御覧いただきたいと思います。

文化センターの使用許可申請書、それから25ページが文化センター使用許可書の様式でございますが、この中にも使用施設の段の中に中展示場という記載がございますので、こちらにつきまして削除するものでございます。

以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

昨日、ちょっと教育センターに行きましたら、中展示場が教科書センターになっていまして、大変いい部屋になっていました。今、着々と進んでいるようです。中央公民館の館長に御覧いただきながら整備されておりますので、ぜひ整備が終わった段階で、何かありましたら見ていただけたらと思います。

それでは、よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第4号いわき市文化センター管理規則の改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続いて26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号いわき市少年センター規則の改正について、同じく遠藤生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 議案第5号いわき市少年センター規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市少年センター規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

27ページの改正要旨を御覧いただきたいと思います。

市議会2月定例会におきまして、常磐公民館につきまして、条例の改正をしたところでございますが、常磐少年センターにつきましても、土地の分筆によりまして、その所在の地番に変更が生じていたことから、本規則における同センターの位置を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

29ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条の名称及び位置につきまして、常磐少年センター、常磐関船町作田1番

地を1番地の1と改めるものでございます。

以上でございます。

教育長 少年センターも常磐公民館内にあるものですから、それも併せて規則の中で改正をするということでございます。

この件については、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号いわき市少年センター規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続いて30ページをお開きいただければと思います。

議案第6号いわき市公民館管理規則の改正について、これも遠藤生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第6号いわき市公民館管理規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

31ページの改正要旨を御覧いただきたいと思います。

次の理由により、所要の改正を行うもので、2つございます。

1つ目が、現在13地区に設置しております公民館運営審議会を6地区に集約すること等のため、本管理規則の改正を行ったところでございますが、同条例の改正に伴いまして、本規則の規定について文言の整理を図るとというのが1つ目でございます。

2つ目、平成28年4月に実施いたしました組織改編により、文化・スポーツ施策に関する業務が市長部局に移管したことを受け、今般「いわき市長と委員会等及び議会事務局との間における事務の補助執行に関する規則」が改正されますことから、同規則の改正内容を踏まえ、本規則に定める事務分掌の見直しを行うためというのが2つ目でございます。

なお、施行期日につきましては、1番目の改正につきましては、平成29年5月1日、2つ目の改正につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

33ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条の連絡調整館の事務事業を定めている規定でございますが、第2条の第3項におきまして、調整館は次の各号に掲げる事務事業のほか、区域内公民館相

互の連絡調整に当たるものとする。」、第1号で「区域内公民館の公民館運営審議会に関すること。」という規定をしていますが、今まではその規定の中に、括弧書きで「遠野、小川、好間、三和、田人、川前及び久之浜・大久地区に設置される公民館を除く。」という除外規定を入れることによりまして、それぞれ公民館運営審議会を運営してきた遠野、小川、好間等の旧基幹公民館を除く公民館に係る公民館運営審議会の業務については連絡調整館が担当するという規定をしましたが、これからは、除外をしていた遠野、小川、好間等といったところの分も含めて、連絡調整館において公民館運営審議会を運営していくということになりますので、この除外規定につきまして削除をするという改正をするものでございます。

それから、第4条、事務分掌の規定については、第5号が市民運動場の、第6号が小名浜市民プールの、第7号が勿来弓道場の、「使用許可」という規定をしていますが、実際には使用許可だけにとどまらず、使用料の受領であるとか、納入であるとか、草刈りなどの環境整備の調整といったところも公民館のほうで実施をいたしておりますので、それらの業務も含めた表現として、その文言を「使用許可」から「運営、連絡及び調整」に改めるというところでございます。

それから、第5号の市民運動場の中で、改正前には四倉も入っておりましたが、四倉市民運動場につきましては、現在、除染廃棄物の仮置き場になってございまして、実際に四倉公民館で市民運動場の運営事務を行ってございませぬので、現段階においては除外をしているということで改正をするという中身でございませぬ。

説明は以上でございませぬ。

教育長 はい、ただいまの説明に対して、御質問等ございませぬでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第6号いわき市公民館管理規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、34ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第7号いわき市公民館運営審議会規則の改正について、遠藤生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第7号いわき市公民館運営審議会規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長
35ページ、改正要旨を御覧いただきたいと思います。

公民館運営審議会の組織体制の見直しに併せまして、公民館運営審議会の定例会の回数を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年5月1日とするものでございます。
37ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

公民館運営審議会につきましては、公民館におけます各種の事業、主に市民講座の企画実施につきまして調査審議を行ってございますが、審議対象の中心は市民講座ということで、市民講座につきましては、年度前半の前期、後期ということで、それらを審議する審議会につきましては定例会ということで年2回、それから必要があれば臨時会ということで開催することができますので、定例会につきましては年4回から年2回といたしまして、これによりまして公民館職員、審議会委員の皆様の負担軽減を図ってまいりたいということでございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま遠藤課長から説明がありました。

公民館の審議会の定例会の回数を実態に合わせて、市民講座の検討などで前期・後期1回ずつとする、必要に応じて臨時会は開催できるということで、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第7号いわき市公民館運営審議会規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして38ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について、吉村教育政策課長、説明をお願いいたします。

教育政策課長 議案第8号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわ

き市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

39ページの改正要旨につきまして、現在、学校教育課が所管している奨学資金貸与事務を平成29年度より教育政策課が所管するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成29年4月1日とするものでございます。

改正内容につきましては、41ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、改正前の第6条の学校教育課の事務分掌に記載していた第5号の奨学資金（身体障害者奨学資金及び父子、母子奨学資金を除く）の貸与に関する事、及び第6号の奨学資金貸与基金に関する事は、そのまま第3条の教育政策課の事務分掌の第15号、第16号に加える改正となっております。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

今まで学校教育課が奨学金については担当していたんですが、今回、今日の総合教育会議の中でお話のありました、いわゆる返還支援事業についても、年度が明けてからこちらのほうに移管されて併せてやるというものですから、教育政策課のほうで一元的に担当するというので改正するというのでございます。

課長、それでよろしいんですね。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第8号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして42ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号いわき市教育委員会職務権限規程の改正について、吉村教育政策課長、説明をお願いいたします。

教育政策課長 議案第9号いわき市教育委員会職務権限規程の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

次の改正要旨につきまして、平成29年4月1日付で、総合教育センター内の係を廃止し、新たに研修調査室及び教育支援室を設置することなどのため、所要の

改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成29年4月1日とするものでございます。

改正の内容につきましては、44ページで説明させていただきます。

いわき市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

いわき市教育委員会職務権限規程の一部を次のように改正する。

まず1点目としましては、第8条に次の1項を加えるものでございます。

3項として、いわき市長と委員会等及び議会事務局との間における事務の補助執行に関する規則（昭和46年いわき市規則第18号）第3条に規定する「補助執行する教育委員会の事務」の代決については、別表第1の2に定めるところにより行う。」を追加し、さらに、そのページの下の表にありますとおり、別表第1の2を加えるものとなっております。

2点目としまして、第21条の教育機関の係長の職務において、前段中、「教育機関の係長」の次に、「（研修調査室長及び教育支援室長を含む。以下同じ。）」を加え、同条中「「係」とあるのは「教育機関の係」」の次に「、研修調査室又は教育支援室」を加えるものでございます。

次に、3点目としまして、第22条第3項中の「（昭和46年いわき市規則第18号）」の法令番号を削る。これは先ほども説明しました、第8条第3項を加えたことにより補助執行に関する法令番号（昭和46年いわき市規則第18号）に記載したことから、第22条の法令番号は重複記載となることとなるため、削除するものでございます。

次に、4点目としまして、別表第1の次に、次の1表を加える。先ほど説明しました、第8条第3項関係の表をつけ加えるものでございます。表のとおりでございます。

5点目としまして、46ページになりますが、別表第3、3のその他の教育機関、公民館の項、教育機関の長の欄中、第(5)の市民運動場の使用許可（泉、四倉、上遠野、小川、好間、田人、川前及び久之浜公民館に限る。）第(6)の市民プールの使用許可（小名浜公民館に限る。）及び第(7)の弓道場の使用許可（勿来公民館に限る。）を削る。

これは、いわき市職務権限規程のうち、職務行使の区分第33条第3項に、体育施設の使用許可にあっては、その事務を所管する公民館長が専決するものとして追加したことにより、教育委員会の職務権限規程から削るものとなっております。

附則 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

大変いろいろあったのですが、何か疑問の点でもよろしいですし、よくわからなかったこと、再度説明してほしいことなどありましたらよろしく願いいたします。

委員会の改正に伴って変えるところと、整理をしたところとありますね。
代決のところ、別表第1の2のところを具体的に説明していただければわかりやすいと思いますが。

教育政策課長 参考資料の59ページ、こちらが教育機関の代決になっております。
これに補助執行分の市長部局で教育長の代決をする場合の代決者がなかったもの
ですから、それを新たに第2として、この表をつけ加えたものでございます。

教育長 例えば、今、文化・スポーツ関係は市長部局へ移管したんですね。ただ、補助
執行の部分があって、その場合私が判を押さなくてはいけないのですが、代決として
は教育部長ではなくて、いわゆる主管部長、例えば文化・スポーツ室の特定政策推進
監が代決をするという形になりますね。

その表がなかったということで、代決規定がなかったものですから、補助執行分に
ついて、今回ここに付け加えるという形になったんですね。教育委員会内はここに
あるわけですが、補助執行しているものについては、規定が抜けていたので、今
回新たにきちんと位置付けましょうということです。

そのほかございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りを申し上げたいと思います。

議案第9号いわき市教育委員会職務権限規程の改正について、原案のとおり可
決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、47ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号いわき市社会教育指導員の委嘱について、遠藤生涯学習課長、説明
をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第10号いわき市社会教育指導員の委嘱について

いわき市社会教育指導員規則第3条の規定に基づき、次の者をいわき市社会教
育指導員に委嘱する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

社会教育指導員につきましては、規則に基づきまして、社会教育に関する学級、
講座等の指導、それから社会教育団体の育成などの職務を担っていただいでござ
います。

6 連絡調整館の絡みで 6 名を配置しているところでございます。No 1 の千葉先生から No 5 の斎藤先生までにつきましては再任でございます。No 6 の小林秀一先生につきましては、新任でございますが、市立小学校の校長先生でございます、四倉公民館の配置を考えてございます。

No 2 の初瀬先生につきましては、現在は四倉公民館の配置でございますが、小名浜公民館に配置という形で考えてございます。

任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、御質問等ございますでしょうか。

委員 今、課長から初瀬先生は地区が移られたということでしたけれども、ほかの 4 名の方々は、再任の方々は引き続き同地区ということでよろしかったでしょうか。確認です。

生涯学習課長 ほかの 4 名の方につきましては、配置の公民館につきましては変更はございません。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第 10 号いわき市社会教育指導員の委嘱について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、48 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 11 号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱について、鈴木文化振興課長、説明をお願いいたします。

文化振興課長 議案第 11 号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱について

いわき市彫刻のある街づくり委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき、次の者をいわき市彫刻のある街づくり委員会委員に委嘱する。

平成 29 年 3 月 29 日提出 いわき市教育委員会教育長

いわき市彫刻のある街づくり委員会につきましては、街路等に彫刻を設置する

ことによりまして、潤いのある街づくりにするため設置されており、設置要綱におきまして、委員会は委員8名以内で組織し、任期は2年、委員は再任されることができると定められております。

今回、2年間の任期満了に伴いまして、任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなっており、委員につきましては、表に記載しております1番の北郷悟氏から8番の佐久間静子氏までの皆様でございます。職業、性別につきましては記載のとおりであり、全員が再任となっております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第11号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、49ページになります。

議案第12号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について、夏井総合図書館長、お願いいたします。

総合図書館長 議案第12号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について

いわき市図書館条例第4条の規定に基づき、次の者をいわき市立図書館協議会委員に委嘱する。

平成29年3月29日提出 いわき市教育委員会教育長

これは、前任の委員の皆様の任期が2年満了したことに伴いまして委嘱をするものであります。委嘱する期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間となっております。

委員に委嘱する方々のお名前、所属等につきましては、表に記載のとおり10名の方々になります。一番下の高橋委員につきましては公募委員となっております。また、男女の構成ですけれども、委員10名のうち、8名が女性委員となっております。また、10名のうち、4人が再任、残り6人が新任となっております。

私からは以上であります。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第12号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、以上で議案のほうは終了させていただきます。

次に、その他の件に移ります。

まず初めに、こどもみらい部における教育関連事業について、御説明をいただきます。山形こども支援課長、お願いいたします。

こども支援課長 資料の50ページをお願いいたします。

教育委員会からの補助執行ではございませんが、市長部局の権限に属する事業である教育に関連する事業につきまして、平成29年度の実施内容について、情報共有することを目的に説明させていただくものでございます。

資料の51ページをお願いいたします。

事業名といたしましては、保幼小連携協議会費でございます。

予算額は28万3,000円となっております。

事業の目的ですが、保育所保育指針及び幼稚園教育要領が平成29年度に改定されることを踏まえ、就学前の幼児期から小学校への滑らかな接続が出来るよう、保育所・幼稚園・小学校との相互理解と協働による連携を図り、就学前からの一貫した保育・教育の実施を目指し、保幼小の連携事業を実施するものでございます。

また、教育委員会や関係団体等と定期的な意見交換の場として保幼小連携協議会を設置し、就学前から小学校への接続期における連携プログラムを検討するものでございます。

保幼小連携事業の概要でございますが、2つ記載させていただいております。

1つは、教師・保育士等における合同の研修でございます。こちらはこども支援課主導で実施したいと考えております。保育所・幼稚園・小学校の指導者による相互理解を深めることを主眼といたしまして、指導方針や実践方法に着眼した保育所・幼稚園を舞台として研修形式で実施するものでございます。

実施名、対象者、実施時期を書かせていただいておりますが、平成28年度、今年度ですね、田人保育所で試験的に実施させていただきました。1日保育体験といたしまして、田人小学校の1年生の先生を田人保育所にお招きいたしまして、保育体験をし

ていただいたものでございます。

実施時期は夏休みの休業時期を使って行っております。実施した結果、先生からはとても好評だというお言葉をいただいております。保育所の取り組みとかもかなりわかって、保育所側でもさまざまな意見交換をすることで、小学校での取り組みなども理解できた。また、この1日体験のみならず、その後も交流を続けたいということで交流が深まった経緯がございます。こういったものを平成29年度も続けて実施したいと考えてございます。

次に、保幼小連携協議会の設置でございます。

委員構成は、まだ案の段階ではございますが、学識経験者や保育士、幼稚園教諭、小学校校長など記載の方を案として協議会を設置して、就学前から小学校への接続期における連携プログラムを検討したいと考えてございます。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、併せて次の52ページについて、藤田こども家庭課長、お願いいたします。

こども家庭課長 いのちを育む教育推進事業について説明いたします。

予算額は166万4,000円でございます。

この事業は多様化する思春期保健の課題に対応するため、これまでに思春期保健に携わる関係機関がさまざまな取り組みを行ってききましたが、関係者連携のもと、いわき市の思春期保健の課題を明らかにし、生命の尊さや性に関する正しい知識の普及啓発などを行い、子どもたちの健やかな成長を支援する「いのちを育む教育」の推進を図ることを目的として実施いたします。

いのちを育む教育推進協議会でございますが、関係機関による情報交換や学習活動、ネットワークの強化を通して、教育・保健・医療・福祉が連携して子どもたちの健やかな成長を支援する活動を推進いたします。

委員構成は記載のとおりとなっております、年3回開催する予定です。

アドバイザーとして、福島県の性教育プログラム導入など教材の作成に携わり、いわき市においても、中学校等で生きるための心の教育の講演を多数行っていただいている、東京医療保健大学医療保健学部、渡曾睦子准教授にお願いしております。

平成28年度の協議会の検討経過でございますが、第1回会議におきまして、「いのちを育む教育」指針の作成について協議を行い、第2回会議におきましては、推進するための指針骨格（案）について協議を行い、視点として

ア 学校、家庭、地域関係機関の連携を促進するとして、学校、家庭、地域医療関係者とのネットワークの形成、繰り返し学習する機会を確保、指導者の知識及びスキルの向上と指導方法の工夫。

イ 家庭における「いのちを育む教育」の充実として、家庭におけるいのちを育む教育に関する知識の醸成、家庭教育に関する情報提供の充実、保護者による活動への支援。

ウ 子どもが主体的に取り組める活動の推進としまして、子どもたちが自分自身のこととして受け止め、行動選択できるための支援。

エ 新たな現代社会の問題や多様性も踏まえた対応として、個々の特定や環境に応じた個別支援体制の充実。

オ 学校、家庭、地域関係機関の活動を推進するための基盤整備といたしまして、関係機関の課題共有及び支援計画の策定、活動体制、人材育成の支援。

また、第3回会議におきましては、指針の中間とりまとめなどを行いました。

今後は、指針のとりまとめ及び引き続き調査・検討を進めてまいります。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま、こどもみらい部から教育関連事業ということで2点、保幼小連携協議会費、いのちを育む教育推進事業について説明をいただきました。

何か御質問があれば、どこからでも結構ですのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

委員 まず、こども支援課さんの事業なんですが、平成28年度は試験的というお話でしたけれども、そういうお言葉でしたので、初めてだとは思うんですけども、それ以前にも何かそんなことをやったことがあるかどうかというのが1点と、あと、本年度予算がつきまして、何カ所ぐらいでなさる予定かというようなことを教えていただければと思います。

こども支援課長 保幼小連携では初めてでございます。幼稚園では幼小連携ということで、その取り組みをやっているところはございます。平成29年度については、まだ学校のほうと協議中でございます。こちらの予算につきましては、保幼小連携協議会費の予算なんです。委員さんに対する報酬であったり、旅費であったりがメインでございます。実際の研修自体は経費的にはそんなにかからないものですから、そこは各学校さんと協議中でございます。手を挙げてくれるところと調整をしまして、なるべく多くの学校が取り組みに参加してくれればよいなと考えております。

委員 同じくこども支援課さんに、この保幼小連携事業についてお聞きします。

どうしても連携というと、小学校なら中学校と上の連携を考えがちです。中学校なら高校と考えがちなんです。自分の今教えているところの下からどんな育ちで来て

いるのか、それがどういうふうにつながるのか、下の連携というのは、今までなかなか難しかったですね。そういう中で、このような計画が組まれたことはとてもいいことだと思います。

そして、これが夏季休業期間中ということは、小学校の先生は1級持ちだったら行きますよね。それと同時に、4月から新しく先生になる方は、これは研修する予定は特にありませんか。

こども支援課長 実施は、先生が参加しやすい夏休みを考えていまして、今年度は1年生を受け持っている先生に来てもらったんですね。ちょっと急な話だったものですから、その先生だけだったんですけども、学校との話し合いの中で、例えばほかの先生にも入っていただくとか、あるいは見ていただくとか、そういったところは今後の進め方次第だと思っております。

教育長 いのちを育む教育推進事業のほうはいかがでしょうか。

委員 平成29年度において指針のとりまとめとなっていますが、指針の完成というのは平成29年度中を目指していらっしゃるのかどうか。

こども家庭課長 はい、平成29年度中に完成予定です。

委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長 そのほかございますか。

この問題というのは、いわき市はなかなか課題があって、今後はしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。アドバイザーの渡曾先生は、もともとは山形県の保健師さんなんですね。だからすごく実践を積んでおられて、大学に招聘されたということです。いわきにも今まで何度も県の事業で中学校を訪れていただいて、講義をしていただいたりする方で、いわきにも大変なじみのある方ですね。震災直後も随分福島に足を運んだと聞いています。

よろしいですか。

それでは、その他(2)に移ります。

平成29年度教育文化施設における企画展等の開催について、さらには、(3)平成29年度いわき市考古資料館第1回企画展「近世いわきの藩展Ⅳ－泉藩・窪田藩－」の開催について、さらに、(4)いわき市暮らしの伝承郷特別展福島県立博物館移動展「東北の仕事着コレクション」の開催について、併せて、鈴木文化振興課長から説明いただきます。

文化振興課長 資料の53ページでございます。

平成29年度教育文化施設における企画展等の開催についてでございます。

まず、美術館でございますが、所蔵作品を展示して、併せてギャラリー・トーク、ワークショップ等を実施する常設展、こちらは前期・後期で入れ替えをする形で、会期等につきましては記載のとおりでございます。

次の企画展でございますが、レオナルド・フジタとモデルたち―素晴らしき乳白色の肌―につきましては、後ほど、その他(5)で佐々木館長から別途説明させていただきます。

次のデイヴィッド・ホックニー版画展でございますが、ホックニーは英国生まれの作家で、カリフォルニアを拠点に活躍した作家の版画展。会期等については記載のとおりでございます。

次、魔法の美術館、これは「見て」「参加して」「楽しむ」、全く新しいタイプの展覧会で、光と遊ぶ超体感型ミュージアムです。日本を代表する最新のメディア・アーティストたちが織り成す世界を体感できる、夏休み期間中に合わせた企画展でございます。

次の現代アートの輝きでございますが、こちらはいわき市立美術館のコレクションから人間がモチーフにされている作品を幅広く取り上げ、記載の会期でピカソからウォーホルまで紹介して開催するものでございます。

次ページをお開き願います。

ロートレックとベルエポックの巴里―1900年、こちらは、19世紀末のパリはベルエポック（美しい時代）と呼ばれる華麗で享乐的な雰囲気に満ちた時代で、ここにスポットを当て、同時代の画家たちの作品約300点を紹介するものでございます。

次のニューアートシーン・イン・いわき 片口直樹展でございますが、今回は、現在茨城大学教育学部准教授で、近年、絵画表現と映像表現の融合化を目指している作家である片口直樹氏の活動の一端を紹介する企画展でございます。

次のいわき市小・中学生版画展及び第47回いわき市民美術展覧会につきましては、毎年恒例の企画展で記載の期間で開催するものでございます。

次に、いわき市アンモナイトセンターでございますが、企画展としては、記載の夏休み企画展、こちらは、いわき市産出のアンモナイト化石について紹介する「アンモナイト研究所～200年の謎と明かされた姿～」。

次に、冬休み企画展としましては、著しい速度で進化したイノセラムスの種を全て標本展示し紹介する「大イノセラムス博～実はスゴイ、偉大な二枚貝～」という企画展です。

次ページの考古資料館でございますが、第1回企画展としまして、こちらは近世いわきの藩シリーズということで、全5回開催する4回目となっており、今回は泉藩・

窪田藩を取り上げ、会場ほか会期中の催しなど、詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次、第2回企画展「平成28年度発掘速報展」、次の第3回企画展、「道具の歴史4「遺跡から出土した金属の道具」、さらに特別展としまして、平成27年5月に、いわき市の有形文化財（建造物）に指定されました、木製では国内最古と言われる鎌倉時代後期の作、宝篋印塔と言いますが、これの特別展を行うものでございます。

次に、暮らしの伝承郷でございますが、企画展、特別展としまして、福島県立博物館所蔵の東北地方の仕事着を展示する、福島県立博物館移動展「東北の仕事着コレクション」。これにつきましても、会場ほか、会期中の催しなど、詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第1回企画展、こちらは北茨城市在住の方の作品展で、各家で営まれている暮らしの「匂い」を感じていただけるような企画展「におい」と「温もり」－高橋孝太郎氏の作品展2－。

次に、第2回企画展につきましては、昭和51年に廃絶してしまいました久之浜張子について紹介する「久之浜張子の世界展」。

第3回企画展としては、「伝承郷収蔵品展」、伝承郷に寄贈されました収蔵品、今回はマッチ箱のラベル等が主体であります、これを収蔵品として紹介するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ただいま教育文化施設における企画展の説明をいただきました。

何か御質問等ございますか。

考古資料館の企画展、さらに、いわき市暮らしの伝承郷の企画展については、56ページ、57ページにも詳しく載っております。

よろしいですか。

それでは、その他(5)に移ります。

いわき市立美術館企画展「レオナルド・フジタとモデルたち－素晴らしき乳白色の肌－」の開催について、佐々木美術館長、お願いします。

美術館長 平成29年度の美術館第1回目の企画展「レオナルド・フジタとモデルたち－素晴らしき乳白色の肌」の開催について、私から説明いたします。

伝説の都パリが絶頂と爛熟を迎えた1920年代、詳しく言いますと、第一次世界大戦が終わったときから、1929年の世界大恐慌が始まるときまでの約10年間、このときにパリは絶頂を迎えたわけですが、世界中からパリのモンパルナスに向かって、多くの芸術家たちが集結いたしました。ピカソ、シャガール、モジリアーニ、キスリ

ング、パスキン、名前を挙げると切りがないんですけれども、多くの芸術家がパリに集まったことによって、パリは一大芸術ゾーンという形になってきました。

その中であって、ピカソに負けず劣らず異才を放っていたのが、乳白色の肌という独特の表現をとった藤田嗣治です。この時点では、まだ藤田嗣治でしたけれども、第二次世界大戦の直前に日本に戻り、戦争画にタッチしたがために、戦争が終わってから迫害を受けて再びフランスに戻り、フランス国籍を取得し、名前をレオナルド・フジタと改名いたしました。ですから、この展覧会では、レオナルド・フジタという名前で御紹介するという形になっております。

この作家は、乳白色の肌が最も端的にあらわれるのが、裸体画においてです。壁画をつくったり、戦争画をつくったり、風景画、それから生物画と幅広いジャンルを取り上げておりますけれども、最も得意であったのはやっぱり裸体画です。その裸体の多くはモデルを用いたものでした。一部は自分の妻、妻が5人ほどおりましたので、そうしたモデルたちをモチーフにしなが、数多くの裸体画を描いていった。その裸体画を中心としなが、幅広く紹介していくのが今回の展覧会です。

4月15日土曜日9時15分にオープニングを迎えます。ぜひお出かけいただければと思います。5月28日までで、休館日は毎週月曜日ですけれども、5月1日は連休ということもありまして、臨時開館をいたします。

主催はいわき市立美術館のほか、福島民友新聞社、福島中央テレビ、いわき民報社の3社が入っております。昨日、記者会見を行って、昨日の夕方からプレスの方で、いろんな形でコマーシャル等も出ております。第1弾ですので、こうした形で主催にメディアの方が入っていただくことによって、大々的に紹介していきたいと考えております。

観覧料は記載のとおりです。出品作品は、通常のフジタ展に比べるとかなり多いほうなんですけれども、油彩画を28点含む85点の作品、そのうちの53点は海外、主にフランスからお借りしております。そのほかにも、書簡、写真、身の回りの品とか合わせますと、関連資料が150点、見応えのある展覧会になると思います。

会期中の催しとしましては、フジタとモデルたちについて、佐藤幸宏さんという美術史家に、4月15日の当日に講演をお願いしております。また、藤田嗣治が「秋田の行事」というタイトルで、非常に大きな20メートルを超える大壁画がありますけれども、秋田県立美術館に展示されております。その秋田県立美術館の学芸員にも、「東北の壁画」というテーマで、お話をいただくことになっています。

また、ワークショップも、それに関連したものをを行うとともに、私のほうからも1920年代の絶頂と爛熟の時代を狂乱の時代と呼ばれています。狂乱の時代のパリがどんなものだったのか、なぜ藤田嗣治がこのような活動ができたのか、そういった背景について、簡単にお話をしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

教育長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、最後に、次回教育委員会の開催について、吉村教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長 60ページになります。

次回教育委員会の開催について、第1回教育委員会は4月26日水曜日、午後2時からになります。

東分庁舎2階の教育委員室です。

以上です。

教育長 はい、よろしいですか。

年度明けて、第1回の教育委員会が4月26日の午後2時からということになります。

それでは、長時間にわたって、数多くの議案がございました。御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第11回の教育委員会を閉会いたしたいと思います。今年1年、11回、臨時会も含めるともうちょっとあるんですが、さまざまなことでまたお世話になりました。引き続き、さまざまなことで御意見などいただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

皆さんから何かありますか。

それでは、平成28年度第11回教育委員会を閉会いたします。